

東浦町 総合評価落札方式に係る評価項目の改正について

令和4年8月30日

各 位

日頃は、町公共事業にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本町では、令和5年度より下記のとおり事後審査型一般競争入札総合評価落札方式に係る評価項目の改正を行いますので、ご承知おきください。

記

1 改正内容

- (A) 企業の技術力 改正なし
- (B) 配置予定技術者の能力 改正なし
- (C) 地域精通度・地域貢献度 別添のとおり

2 総合評価落札方式の対象となる工事

設計金額（税抜）2,500 万円以上の土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、舗装工事の4工種

3 施行日

令和5年4月1日以降に公告する入札に適用

4 問い合わせ

東浦町総務部財政課契約管財係 電話 0562-83-3111 内線 233

1 新旧対照表

	新	旧	工種
1	「東浦町内での本店等拠点の有無」 本店が町内…2点 本店以外の営業所が町内…1点 いずれも無…0点	「東浦町内での拠点の有無」 本店あり…1点 本店なし…0点	すべて
2	「災害時事業継続計画（BCP）策定状況」 策定あり…1点 策定なし…0点	新規	すべて
3	「健康経営・健康づくりへの取り組み」 健康経営優良法人認定あり…2点 健康宣言あり…1点 取り組みなし…0点	新規	すべて
4	「愛知県被災建築物応急危険度判定士の雇用の有無（東浦町在住者に限る。）」 雇用あり…1点 雇用なし…0点	新規	建築一式
5	削除	「地域内での評価対象工事の施工実績の有無」 実績あり…1点 実績なし…0点	建築一式
6	削除	「環境への取組状況（ISO14001 認証）」 認証あり…1点 認証なし…0点	すべて

表にない評価項目については、現行のとおりです。

2 改正後の評価の基準

（1）東浦町内での本店等拠点の有無について

- ・東浦町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に、東浦町内に本店が登載されている場合…2点
- ・名簿に、東浦町内に従業員を常勤させている営業所（建設業法第3条第1項に規定

する営業所であって、本店以外のものをいう。) が登載されている場合…1点

・名簿に登載されているが、上記に当てはまらない場合…0点

※入札に参加する契約営業所が該当していること。

(2)「災害時事業継続計画（BCP）策定状況」について

入札公告日時点に「災害時事業継続計画」を策定しており、資格審査は当該計画書を財政課に提出することにより確認します。

・「災害時事業継続計画」を策定している……1点

・「災害時事業継続計画」を策定していない…0点

※入札に参加する契約営業所が策定していること。(ただし、支店の場合は当該契約営業所の内容を含んだ計画を当該契約営業所の本店が策定している場合も可とする。)

・「災害時事業継続計画」とは

災害や事故等による被害など不測の事態が発生した場合でも、重要業務が中断せず、また中断した場合でも可能な限り短い時間で再開できるよう、平常時から災害時の体制や対応方法、重要業務継続に必要な資源の確保・調達手段等を前もって取り決めておく計画です。

計画の策定がお済でない場合は、中小企業庁ホームページに「BCP策定運用指針」が公開されていますので、参考にしてください。

・策定に関する相談窓口

東浦町生活経済部商工振興課（東浦町勤労福祉会館内）

電話 0562-83-6118

★計画に基づく事業のサポート（補助金制度）も行っていますので、ご相談ください。

(3)「健康経営・健康づくりへの取り組み」について

入札公告日時点に、「健康経営優良法人認定」又は「健康宣言（その他これに類するもの）」に係る認定を受けており、資格審査は認定証の写しを財政課に提出することにより確認します。

・健康経営優良法人認定あり…2点

・健康宣言あり…1点

・取り組みなし…0点

※入札に参加する契約営業所（支店の場合は本店）が認定を受けていること。

・相談窓口

東浦町健康福祉部健康課（東浦町保健センター内）

電話 0562-83-9677

又は加入している保険会社等

★「健康経営優良法人認定 2023」の申込みは令和4年8月22日から始まり、毎年更新が必要です。

ただし、事前に健康宣言の認定を受けていることが条件となります。(健康宣言は更

新不要です。)

(4)「愛知県被災建築物応急危険度判定士の雇用の有無」について【建築一式のみ】

入札公告日時点に、「愛知県被災建築物応急危険度判定士」に登録されており、資格審査は登録証の写しを財政課に提出することにより確認します。

ただし、登録者は東浦町内在住者とし、雇用期間は3か月以上とします。

- ・雇用あり…1点
- ・雇用なし…0点
- ・相談窓口

東浦町都市整備部都市計画課

電話 0562-83-3111

※資格取得に関する申し込みは、一般財団法人愛知県建築住宅センターのホームページで確認してください。

★登録いただいた町内在住の方を対象に、年に1回、連絡訓練が実施されますので、ご協力をお願いします。